

## (3) 子どもの養育支援

奨学資金償還金の償還を猶予します



教育部教育総務課  
☎42-3511

◆奨学資金償還金の償還猶予とは

下記の「対象となる方」の奨学資金の償還を一定期間猶予するものです。

◆対象となる方は

災害により、所有または居住する住宅が被害を受け、奨学資金の償還が困難な奨学生

◆猶予される期間は

各月納入期限から1年以内

◆申請に必要なもの

申請書、り災証明書(写)

◆申請期間は 令和5年3月31日まで

## (4) 税金の猶予や保険料の免除

市県民税、固定資産税、国民健康保険税を  
徴収猶予します



総務部税務課  
☎22-1121

◆市県民税、固定資産税、国民健康保険税の  
徴収猶予とは

下記の対象となる方の市税の徴収を一定期間猶予するものです。

◆対象となる方は

災害により、財産に相当な損害を受け、または収入が減少したことにより市税を納付することができないことが申請により認められた方

◆申請期間は 各税の納期限前まで

◆猶予される期間は

申請された日から原則1年以内です。

◆申請に必要なもの

申請書、印鑑

被害を証明する資料(見積書など)

収入が著しく減少したこと、若しくは減少することが見込まれることが分かる資料(帳簿など)

国民年金保険料を  
免除します



各総合支所市民サービス課、またはお近くの  
年金事務所(古川年金事務所 ☎0229-23-1200)

◆災害による国民年金保険料の特例免除とは

下記の条件を満たす方の国民年金保険料が、申請に基づき全額免除されるものです。

◆対象となる方は

被災により、国民年金保険料の納付が困難になったとき、次の特例免除が適用される条件を満たす国民年金第1号被保険者(注1)

○特例免除が適用される条件 被保険者、世帯主、配偶者等が所有する住宅、家財、住宅以外の建物、宅地、田畠等が流出、全壊、半壊、土砂流入等の被害を受け、その被害がもっとも大きい財産にかかる被害金額(保険金、損害賠償金等により補充された金額は除きます)が、その価格のおおむね2分の1以上であるとき

◆申請期間は 対象となる期間から2年間

◆対象となる期間は

令和4年2月分から令和6年6月分

◆減免割合 全額免除

◆申請に必要なもの

年金手帳、印鑑、申請書、り災証明書の写しましたは国民年金被災状況届(免除申請書、被災状況届の用紙は窓口に備え付けています)

(注1)

『第1号被保険者』: 20歳以上60歳未満の自営業者、農林漁業事業者、学生、フリーター、無職の方など

『第2号被保険者』: 会社員・公務員など

『第3号被保険者』: 第2号被保険者に扶養されている配偶者で、20歳以上60歳未満の方